

2020年5月8日付の首相府通達第177/TB-VPCP号を受け、ハノイ市人民委員会は、各省庁、機関、市直属の各区・郡・町の人民委員会と関係当局に対し、感染予防措置の実施に集中するよう要求する5月9日付けの公文書第1724/UBND-KGVX号を発出したところ、概要は下記のとおりです。

1. 各レベル、部門、企業は、経済回復活動の促進に焦点を当てるとい精神の下で、経済社会活動において新しい正常な状態を定着させ、社会活動を徐々に正常化させる必要がある。

2. 一部の感染症予防措置を継続して実施する。

a) 海外から流入する感染源を断固として防止する。ベトナムへの入国者による感染を断固として防止する。投資家、専門家、高技能労働者を除きすべての入国者を対象に14日間の集中隔離を行う。投資家、専門家、高技能労働者の場合、企業の経営者及び当該地方の医療機関がその隔離を監視し、絶対にコミュニティへ感染を拡大させないことに責任を負う。

b) コミュニティにおいて陽性症例が確認された場合への対応策の準備を整える。迅速で効果的に発見、ゾーニング、隔離、拡大収束を行うため、各レベルの指導委員会は、迅速対応チームを維持し、感染症例の発生時への迅速対応に向けた当番体制を100%の稼働率で実施し、コミュニティにおける感染状況を厳格に監視し、コミュニティへの感染を拡大させないよう感染症例の発見、追跡、調査、確認、ゾーニング、拡大収束を早期に行うために得た情報に対する迅速な対応体制を整える。

c) 公共の場や学校・事務所ビルの周辺、公共交通機関におけるマスク着用の義務付け、消毒液又は石鹸での手洗いを引き続き実施する。

d) 国内と国際の検問所における乗客に対する厳密な医療検疫を実施し、規定に基づく集中隔離措置の実施を監視する。

e) 引き続きCOVID-19検査室の機能を健全化し、検査機械と試薬の準備を整え、検査に必要な環境を十分に確保し、感染症予防業務に資する検査活動を調整するためにベトナムと世界における感染状況、検査技術と試薬に関する情報をフォローする。また、治療計画の研究、ガイドラインの作成を行い、コミュニティにおける国民への健康をフォローし、感染疑い症例、陽性症例又はその他感染症例の発生時における対処方法をガイダンスするために地方医療機関に対する研修を実施する。

g) コミュニティにおける国民への健康をフォローするため、すべての医療従事者に対する

感染症予防業務に関する研修を実施し、実状と感染拡大レベルに応じて COVID-19 感染者を受け入れ・治療するために必要な環境を整え、医療分野におけるすべての関係当局に対する、具体的なケースに備えるための検体採取業務に関する研修を実施する。

h) 各医療施設が保健省のガイドラインに沿って感染症予防措置の実施を前提として活動を正常化し、COVID-19 感染者とその他病人を受け入れ・治療するために必要な環境を整える。

i) 損失を発生させないよう規定の遵守を確保した上で感染症予防設備・物資の購入費への厳格な管理を強化し、違反が発生した場合について法律の規定に従って厳格に処分する。

### 3. COVID-19 感染症予防措置に伴う制限を緩和する。

a) 公共旅客運送活動に関して、公共交通機関（飛行機、バス、船、列車など）における間隔・座席数の制限を解除する。

b) マスク着用や手指の消毒など安全確保措置の実施を前提として商業・サービス施設、生産施設の活動再開を認め、間隔制限を解除する。ただし、レストランや飲食店などのサービス施設については手指の消毒のみ要求する。

c) 市内の各区・町・新都市にあるすべての商業・サービス店、モール、スーパーについて、毎日の営業時間を午前9時以降とする（飲食店、医薬品販売店、ガソリンスタンド、市場にある食品や果物、花を販売するコーナーを除く）。あらゆる形態における道路占有する経営活動を禁止し、政府からの指導が出るまでカラオケとディスコの再開を許可しない。

d) マスク着用、手指の消毒などの感染症予防措置の実施を前提としてスポーツ活動、大人数が密集する活動の開催を認める。

d) 学校と教室における間隔確保、教員と生徒に対するマスク着用を義務化しないとし、表面消毒、教室、トイレの掃除を強化し、教室の換気、生徒の個人衛生、定期的な手指の消毒を確保する。教育訓練局が入学試験と国家高等学校試験を成功裏に実施する。

4. 市直属の各省庁、機関、各区・郡・町の人民委員会は、企業における問題解決に集中し、投資、生産、経営活動を促進し、国内旅行需要の喚起策を策定し、適切な時期における国際観光旅行市場の再開に向けた対策の準備を進める。規則遵守、対象者の正確な特定、公然性、透明性、迅速性、政策を利用して利益を貪る不正行為の防止を確保した上で 2020 年 4 月 9 日付けの政令第 42/NQ-CP 号と首相決定第 15/2020/QD-TT g 号に沿って社会

安全保障確保対策を引き続き実施する。

5. 市 COVID-19 対策指導委員会会合の回数を減らし、処理すべき問題が急に発生した又は真に必要な場合のみ会議を実施する。保健局が情報をまとめ、毎日 17 時前までに感染症予防対策の実施状況を市人民委員会に報告し、非常事態の発生時には緊急で報告する。